

盛岡広域振興局長告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年10月23日

盛岡広域振興局長 宮野 孝志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波江繋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町日詰字郡山駅166番1地先から169番1地先 まで	新	m 13.6~11.0	m 40.5
	旧	9.2~7.7	40.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成30年10月23日から同年11月26日まで